

事務連絡  
令和6年3月14日

各介護サービス事業所 管理者 各位  
各高齢者福祉施設 施設長 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の取扱いについて

現時点において、令和6年度介護報酬改定に伴う加算届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出）の様式等が、厚生労働省より示されていないことから、令和6年4月より新たに加算を算定する場合における加算届の取扱いについて、下記のとおり、お知らせします。  
なお、当該取扱いは、福岡県下の指定権者で統一であることを申し添えます。

### 記

#### 1 令和6年4月より新たに加算を算定する場合の取扱い

令和6年4月15日（月）（必着）までに加算届を提出した場合、令和6年4月1日に遡っての算定を可能とします。

※ 算定要件を満たす場合に限りです。

※ 従来からの加算についても同様の取扱いとします。

#### 2 留意事項

- ・令和6年4月から算定・取下げをする加算については、新様式にてご提出ください。
- ・令和6年4月から算定する加算を、既に現行の様式で提出した場合には、お手数ですが、新様式で再度提出してください。

#### 3 新様式及び加算届の提出先について

準備が整い次第、本市ホームページに掲載するとともに、改めて通知します。

#### <ホームページ掲載先>

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ >  
各種手続き・運営指導に関すること > 指定・運営に関する各種手続き >  
介護報酬に関する届出（加算・減算）

#### 【問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課  
在宅指導係 TEL：092-711-4257  
施設指導係 TEL：092-711-4319